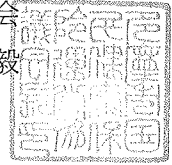


令和5年2月15日

多摩市長 阿部裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会
会長 下井直毅



多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（答申）

令和4年12月15日付4多健保第1813号をもって市長から諮問のあった件について、以下のとおり本協議会の意見を申し述べます。

今回の諮問では、国民健康保険に関する国の動き、法定外繰入が一般会計に与える影響や税負担の公平性、また、現下の社会情勢などを踏まえ、保険税率等の見直しについて本協議会としてどのように考えるか意見を求められました。

このことについて、会議を令和4年12月15日、令和5年1月19日、2月2日に、計3回開催し審議を進めました。

審議の過程において、全国市町村国民健康保険及び多摩市国民健康保険の現状、「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に掲げる財政健全化に向けた取り組み、「経済財政運営と改革の基本方針2022」などの国の動向、現下の消費者物価や実質賃金などについて説明がありました。

社会の大きな構造変化により、多くの市町村国民健康保険同様、多摩市国民健康保険も加入者の約半数が無職者となっており、しかも、令和4年10月に実施された社会保険の適用拡大による国民健康保険離脱者の増加に伴い、低所得世帯が国民健康保険加入世帯に占める割合が更に高まっているとのこと。このことから国民健康保険財政運営はますます厳しいものとなることが予想されます。

国は国民健康保険財政を健全化する観点から国民健康保険の取組強化として、法定外繰入金金の早期解消、保険料水準の統一などの取り組みを推進し、この方針を受けて多摩市も「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、財政健全化に向けた取り組みを推進していくこととしています。今回、東京都から示された令和5年度国民健康保険事業費納付金は、一人当たり納付金額対前年7%増と想定を超えたものとなっており、保険税率を据え置いた場合、法定外繰入金は約16億円となり、税負担の公平性や保険料水準の統一が求められている中では、財政健全化の取り組みも重要であると考えます。

審議のなかで、新型コロナウイルス感染症の再拡大や物価高騰、実質賃金の減少などの社会情勢を踏まえ、「保険税率は据え置くことが望ましい」という意見と、国民健康

保険に関する国の動き、また法定外繰入が一般会計に与える影響や税負担の公平性の観点から、「保険税率は改定すべきである」という意見が出されました。両意見とも納得いくものであり、非常に難しい判断を迫られましたが、本協議会では最終的に、市民生活を取り巻く厳しい現状に考慮し、前者の結論に至りました。

ここに「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて」について、下記のとおり答申します。

記

1 保険税率について

約41年ぶりの4%上昇と言われる物価高騰の中で、実質賃金は連続して減少しており、市民生活は厳しい状況にあると考えます。特に、国民健康保険被保険者の多くを占める年金生活者や無職者、非正規労働者にとってはその影響を色濃く受ける状況が想定されることから、令和5年度の保険税率については据え置くこととします。

付帯意見

今回の答申にあたり、次のことに取り組むことを要望します。

- 1 令和5年度の保険税率については、物価の高騰、実質賃金の減少が市民生活に与える影響などを考慮し据え置きとしましたが、法定外繰入金が見込み額で約16億円となるなど、国民健康保険の財政運営は危機的な状況にあると言わざるを得ません。法定外繰入の削減や税負担の公平性の観点から、別紙の意見書のとおり、課題解決に向けた取組みを進めてください。